

7月10日(日)に投票所で投票できない方は、 「期日前投票」または「不在者投票」ができます。

役場及び支所での期日前投票

選挙投票日の当日、仕事や冠婚葬祭、レジャーなどで投票所で投票できない方は事前に役場本庁舎又は各支所で投票することができます。

場所	期間	時間
せたな町役場 1階正面玄関	6月23日(木)～7月9日(土)	午前8時30分 ～ 午後8時00分
大成支所執務室	7月4日(月)～7月9日(土)	午後8時00分
瀬棚支所ロビー		

期日前投票は
役場本庁・支所
どちらでも
投票可能です

投票の際には、新型コロナウイルス感染症対策のため、
マスク着用、手指消毒、周りとの距離を保つなど、ご協力をお願いします。

※投票所入場券(はがき)をご持参ください

期日前投票



期日前投票所にて投票用紙へ記載

選挙人本人が投票用紙を直接投票箱へ

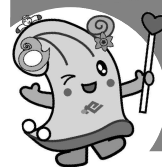


投票用紙への記載の仕方について

参議院議員通常選挙では、「2種類」の選挙がありますので、投票用紙に記載する場合にはご注意ください。

1 選挙区選出議員選挙 ▶ 「候補者の氏名」を記載して投票します
得票数の多い候補者が当選します。

2 比例代表選出議員選挙 ▶ 「政党名」又は「候補者の氏名」を記載して投票します
政党名か政党の名簿に載っている候補者個人名のどちらかに投票します。
各政党の議席数は政党名と個人名の得票数の合計に応じて配分され、
当選者は個人名の得票数が多い順に決まります。



町外もしくは、病院などでの不在者投票をされる方は、お早めに投票用紙の請求を行ってください。
請求は期間前でも受付しておりますので、下記の手順を参考のうえ選挙管理委員会へ請求してください。
ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

病院や出稼ぎ先などでの不在者投票

投票日に入院や出稼ぎなどで町外に滞在し、投票所で投票できない方は、指定された病院や滞在先の市区町村選挙管理委員会で投票できます。

■町外に滞在している場合の不在者投票の流れ

本人または家族が住所地の選挙管理委員会に投票用紙を請求します。 **1**

選挙管理委員会が本人宛に投票用紙を郵送します。 **2**

郵送された封筒を受け取り、案内のとおり投票してください。 **3**

手続きはお早めをお願いします!



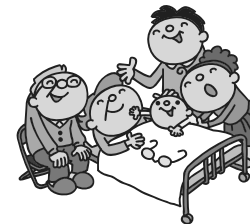
■病院に入院している場合(施設含む)の不在者投票の流れ

病院に入院している方(施設含む)については、その事務担当者にお問い合わせいただくと、投票に関する手続きをしてくれます。請求や投票はその病院(施設含む)で行うことになります。

自宅などでの不在者投票(郵便投票)

※事前に申請が必要です

身体に重度の障がいを持つ方(身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方)は自宅でも投票ができます。
また、要介護5に認定されている方も該当となります。
なお、事前に手続きが必要となりますのでお早めに選挙管理委員会へお問い合わせください。【腕などに障がいがある方は、程度によって代理記載制度も利用できます。】



○新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養となった場合(特例郵便等投票)

「特定疾患等」に該当する選挙人で隔離期間等が選挙期日の公示の日の翌日から選挙当日までの期間にかかると思込まれる方は「特例郵便等投票」ができます。
こちらをご利用する場合は、選挙投票日当日の4日前までに投票用紙の請求手続きが必要です。
詳しくは選挙管理委員会へお問い合わせください。